

【受託業務等】

1. 防耐火構造抽出試験

研究期間 (H19～20)

〔担当者〕 増田秀昭

〔相手機関〕 (財)日本建築防災協会

国土交通大臣が大臣認定を取得した防耐火構造の部材、材料など（一万数千件）のサンプル調査を指示したことを受け、現在認定されている部材、材料について試験による性能確認の一部を当所が受託試験として担当した。部材の耐火試験の件数は合計28件を実施した。試験体を構成する材料は認定時の評価資料に基づき、基本的に市場から調達を行い、組み立て製作は所内の実験棟とし、完成まで監督を行い不正が生じることを防止した。試験結果は、別に組織された「防火材料等サンプル調査委員会」で審議され、国土交通省住宅局に報告された。

2. 防耐火材料抽出試験

研究期間 (H19～20)

〔担当者〕 吉田正志

〔相手機関〕 (財)建築防災協会

本試験の目的は、市販されている防火材料の防火性能が認定時の性能を維持していることを確認することである。防火材料の、品質管理が適切に行われていないと火災時に防火性能が発揮出来ないことがあるので日常の品質管理は大切である。建築基準法の改正以前の材料を含めて性能確認試験を行った。

本年度は、防火材料の中の難燃、準不燃、不燃の級別について、市販で入手出来るものを対象として取り扱うこととした。試験は、全て発熱性試験とし、所定の試験時間で行うこととした。ただし、試験回数は1回のみとした。この結果、いくつかの市販品は、認定時に比べ総発熱量が基準値より高く出るものがあつた。その理由としては、難燃剤の量の不足や品質管理が十分出来ていないことなどが影響している可能性が考えられる。